○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二十七号から標柱三十八号までを順次結んだ線及び標柱二十七号と標柱三十八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三十九号から標柱四十五号までを順次結んだ線及び標柱三十九号と標柱四十五号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱四十五号から標柱五十六号までを順次結んだ線及び標柱四十六号と標柱五十六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五十七号から標柱七十一号までを順次結んだ線及び標柱五十七号と標柱七十一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県鹿島市大字山浦字浄土丁二一三八の六七、丁二〇九五の一地先、丁二〇九五の二地先、丁二一三五の一地先、丁二一三八の六六地先、丁二一三八の七一地先、丁二一四〇地先、丁二二二地先、丁二二七一の一地先、丁二二七一の二地先

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　五年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百一号

昭和三十八年建設省告示第二千五百七十三号（共同溝の整備等に関する特別措置法施行令附録に規定する年利率）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

本則中「六分五厘」を「四分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年八月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州横断自動車道	由布市湯布院町大字川上字内野東一一三番一一線	平成二十九年七月二十一日〇時
長崎大分		

○国土交通省告示第七百三号

平成七年建設省告示第千二百七十八号（電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録第一及び付録第二の規定により国土交通大臣が定める年利率）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

本則中「六分五厘」を「四分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年八月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系利根川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局並びに同局利根川上流河川事務所及び利根川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十七年関東地方整備局告示第百六十二号及び平成十八年関東地方整備局告示第三百三十八号は、廃止する。

関東地方整備局長　泊　宏

○関東地方整備局告示第二百十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系広瀬川、小山川、早川、思川及び巴波川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局並びに同局利根川上流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十八年関東地方整備局告示第三百三十六号、第三百三十七号、第三百三十九号、第三百四十号及び第三百四十一号は、廃止する。

平成二十九年七月二十日

関東地方整備局長　泊　宏

○関東地方整備局告示第二百十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系渡良瀬川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局並びに同局利根川上流河川事務所及び渡良瀬川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十七年関東地方整備局告示第二百七十三号は、廃止する。

平成二十九年七月二十日

関東地方整備局長　泊　宏

○関東地方整備局告示第二百十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系桐生川、旗川、秋山川、矢場川及び多々良川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局渡良瀬川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十九年関東地方整備局告示第百九十五号、第百九十六号、第百九十七号及び第百九十八号は、廃止する。

平成二十九年七月二十日

関東地方整備局長　泊　宏

○関東地方整備局告示第二百十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、利根川水系江戸川、利根運河、北千葉導水路、坂川、坂川（放水路）、中川及び綾瀬川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十七年関東地方整備局告示第百六十三号、平成十八年関東地方整備局告示第四十一号、第四十二号及び第三百三十四号並びに平成十九年関東地方整備局告示第百九十二号、第百九十三号及び第百九十四号は、廃止する。

平成二十九年七月二十日

関東地方整備局長　泊　宏